

水産庁

プレスリリース

平成24年12月20日
水産庁

「2012年度南極海鯨類捕獲調査」の実施について

「第二期南極海鯨類捕獲調査計画」に基づき、今年度も南極海で鯨類捕獲調査が実施されます。
今年度の調査は、反捕鯨団体の妨害活動に対する安全対策を強化して実施されます。

1. 調査の目的及び概要

南極海鯨類捕獲調査は、鯨類資源を持続的に利用していくのに必要な科学的知見を得るため、「第二期南極海鯨類捕獲調査計画」に基づき、実施しているものです。本調査は、国際捕鯨取締条約第8条に基づき、財団法人 日本鯨類研究所が農林水産大臣の許可を受けて実施しています。

安全対策について

近年、反捕鯨団体シー・シェパードが南極海鯨類捕獲調査に対し、過激な妨害行為を繰り返しています。シー・シェパードの妨害行為は、我が国調査船団及び乗組員の生命・財産を脅かす極めて危険な行為であり、断じて許されるものではありません。

我が国は、シー・シェパードの妨害活動に対し、内閣官房を中心に、関係省庁が連携して所要の安全対策を講じた上で、調査を実施しています。

2. 今年度調査の概要

(1) 調査海域: 南緯60度以南の南極海(東経35度以東、西経145度以西)

(2) 調査期間: 平成24年12月から平成25年3月まで

(出港日は、調査船団の安全に万全を期するため、非公表とします。)

(3) 調査船: 日新丸(8,044トン)、勇新丸(720トン)、第二勇新丸(747トン)、第三勇新丸(742トン)

(4) 捕獲上限頭数: クロミンククジラ850頭±10%、ナガスクジラ50頭

* 捕獲上限頭数は、我が国が2005年に国際捕鯨委員会に提出した「第二期南極海鯨類捕獲調査計画」の中で設定。

3. 今年度調査の主な安全対策

シー・シェパードは、今年度、南極海鯨類捕獲調査に対する妨害船を1隻増やし4隻にすると発表しています。これに的確に対応するため、以下の安全対策を講じます。

(1) 昨年度初めて南極海に派遣した水産庁監視船を今年度も派遣することに加え、新たに妨害予防船を派遣するなど、体制を強化します。

妨害予防船は、調査船に対するシー・シェパードの妨害行為を予防することを任務とする船舶で、調査実施主体の財団法人 日本鯨類研究所が用船します。

(注) 水産庁監視船及び妨害予防船の詳細(隻数、船名、トン数、任務の具体的内容等)は、安全対策の実効性の確保や、調査船団の安全に万全を期するため、非公表とします。

(2) 外交当局と連携し、シー・シェパード船舶の旗国・寄港国に対し、実効的な措置を講じるよう引き続き働きかけを行っていきます。

* 別途、海上保安官の乗船について、海上保安庁からプレスリリースがあります。

— お問い合わせ先 —

資源管理部国際課
担当者: 捕鯨班 中奥、松尾
代表: 03-3502-8111(内線6762)
ダイヤルイン: 03-3502-2443
FAX: 03-3504-2649

[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

水産庁